経済産業省

20190610保局第２号
令和元年６月20日

公益社団法人日本通信販売協会
会長　殿

経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官

消費生活用製品のリコールに関する情報提供の要請について

消費生活用製品のリコールについては、平成２１年９月１日付け「消費生活用製品等による事故等に関する情報提供及び業界における体制整備の要請について（平成21・09・01商局第２号）」及び平成２３年３月４日付け「消費生活用製品等による事故等に関する情報提供の要請について（平成23・03・03商局第１号）」において、事業者に対し、リコール実施前の経済産業省商務情報政策局産業保安グループ製品安全課への連絡を求め、さらに、リコールの考え方や実施方法について、「消費生活用製品のリコールハンドブック」を作成・改訂し、事業者の適切なリコールの実施を促してきました。

今般、リコールに取り組む事業者が増えていく中で、消費者による対象製品の廃棄が進むため、市場残存台数を考慮しなれば、リコールの進捗を適正に把握することができないという問題や、対象製品の回収がほとんど進まなくなる状況において、頻繁に経済産業省に進捗報告することが負担になっている等の課題も確認されております。このようなリコール実施における課題を踏まえ、リコールハンドブックの改訂とともに、リコールに係る実務の見直しをしましたので、関係各位に下記のとおり、協力をお願いいたします。各団体におかれては、会員各位に対し、それぞれ周知いただきますように、よろしくお願いします。

※リコールの定義は、平成２３年３月４日付け「消費生活用製品等による事故等に関する情報提供の要請について（平成23・03・03商局第１号）」と同様に、法３２条、３８条及び３９条に基づき、消費生活用製品による製品事故の発生及び拡大を防止することを目的に、製品の回収、点検、改修等の対応をとることをいう。

記

１．平成２３年３月４日付け「消費生活用製品等による事故等に関する情報提供の要請について（平成 23・03・03 商局第１号）」の一部改正について

平成２３年３月４日付け「消費生活用製品等による事故等に関する情報提供の要請について（平成 23・03・03 商局第１号）」３．における「消費生活用製品のリコールハンドブック２０１０」という記載を「消費生活用製品のリコールハンドブック」と改めます。

２．「製品リコール開始の報告」の事前提出について

平成２１年９月１日付け「消費生活用製品等による事故等に関する情報提供及び業界における体制整備の要請について（平成 21・09・01 商局第２号）」及び平成２３年３月４日付け「消費生活用製品等による事故等に関する情報提供の要請について（平成 23・03・03 商局第１号）」において、実施を求めてきたとおり、製造事業者、輸入事業者又は販売事業者・ブランド事業者等が、消費生活用製品で製品事故につながる可能性がある事象によりリコールを実施する場合には、引き続き「製品リコール開始の報告」を経済産業省商務情報政策局産業保安グループ製品安全課へ事前に提出していただくようお願いします。

なお、この報告については、消費者庁にもお知らせします。

３．「製品リコール実施状況の進捗報告」の定期提出について

消費生活用製品のリコールを開始した事業者においては、リコール開始後１年目は３か月毎、２年目以降は６か月毎に「製品リコール実施状況の進捗報告」を経済産業省産業保安グループ製品安全課へ報告して頂くようお願いします。

「消費生活用製品のリコールハンドブック」に示す進捗報告終了の基準を満たしている場合は、「製品リコールの進捗報告終了のための自己評価報告書」を経済産業省産業保安グループ製品安全課に提出し、確認を受けることで、製品リコール実施状況の進捗報告の提出を終了することができるものとします。

進捗報告終了がリコールの終了を意味するものではなく、リコール受付窓口やリコール実施のホームページでの掲載は最低限維持するものとし、重大製品事故が再発した場合は、進捗報告の提出を再開してください。

（注）「製品リコール開始の報告」、「製品リコール実施状況の進捗報告」、「製品リコール進捗報告終了のための自己評価報告書」の様式については「消費生活用製品のリコールハンドブック」参照。